当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。）に別表第１⑵に定める経常態容補正の本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第十一条の二第七項を同条第九項とし、同条第六項算式中「0.9755」を「0.9731」に、「0.0245」を「0.0269」に、「4.300」を「3.950」に、「93.4」を「94.1」に改め、同項算式の符号Ａ中「3.300」を「2.950」に改め、同項算式の符号Ｂ算式中「93.4」を「94.1」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項算式中「2.85」を「2.84」に、「0.28」を「0.29」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項算式中「0.152」を「0.120」に、「0.848」を「0.880」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B}{A\times 11.3}$$

算式の符号

Ａ　測定単位の数値

Ｂ　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額を３で除した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$15.1\times a\times b-8.1\times a\times c$

ｂが1.260を超えるときは1.260とする。

ｃが1.745を超えるときは1.745とする。

算式の符号

ａ　合併関係市町村の人口

ｂ　当該合併関係市町村の人口に別表第１⑵に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｃ　当該新市町村の人口に別表第１⑵に定める経常態容補正の新市町村の人口段階による補正率のＣに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＤに定める率とを合算した率を新市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

５　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$A\times B$

ただし、Ａ×Ｂが１より小さい場合には、$\frac{\{(A\times B)-1\}}{5}+1$とする。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\left(\frac{b}{a}\times 1.210+\frac{c}{a}\times 1.000\right)\times\frac{1}{1.070}$$

$\frac{b}{a}$、$\frac{b}{a}\times 1.210$又は$\frac{c}{a}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼稚園の在籍人員数（以下「市町村立の幼稚園の在籍人員数」という。）及び学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（以下「市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数」という。）の合計数

ｂ　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち３歳児数

ｃ　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち４歳以上児数

Ｂ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(b_i\times c_i)}{a}$$

$b_i\times c_i$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数

b_i　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち、１号認定子どもに係る利用定員がｉ人の施設に在籍する人員数

c_i　$1\leqq i\leqq 15$のとき　3.096

$16\leqq i\leqq 25$のとき　1.936

$26\leqq i\leqq 35$のとき　1.439

$36\leqq i\leqq 45$のとき　1.366

$46\leqq i\leqq 60$のとき　1.269

$61\leqq i\leqq 75$のとき　1.133